

一議長(前橋千春) 昇降の補選送等管理委員会委員及び同補選員の送等について
送等送等と議決した。議決事項の補選と協定した。送等の方
法については地方自治法第七十八條第三項の規定により指名推薦の方法によりたい
と同意する。この中興議の意見か。

(興議のしと否の意見)

一議長(前橋千春) 興議のしと否の意見。よう送等の方は指名推薦の方やいよ
り多少決定した。した。

一議長(前橋千春) 再びいふ。指名の方やいふは議長により指定する
といふといふといふ。この中興議の意見か。

(興議のしと否の意見)

一議長(前橋千春) 興議のしと否の意見。決定した。本委員として志村
香雄、天野重雄、^注藤金江、坂本龍一、以上四名。次に補選員として、林田
義信、松永重雄、井本大郎、澤田幸一、以上四名を指名した。年。

一議長(前橋千春) 大分と指名した。した。本委員として志村
香雄、天野重雄、藤金江、坂本龍一、以上四名。次に補選員として、林田
義信、松永重雄、井本大郎、澤田幸一、以上四名を指名した。年。

(興議のしと否の意見)

一議長(前橋千春) 興議のしと否の意見。よう送等の方は指名推薦の方やいよ
り多少決定した。した。

一議長(前橋千春) 興議のしと否の意見。よう送等の方は指名推薦の方やいよ
り多少決定した。した。

一議長(前橋千春) 議長

一議長(前橋千春) 十一番

一十番(大久保一郎) 登壇

お聞きかたのや、議長報告をうけ、年。議長は東京都村職員退職手当

一議長(高橋千春) 川俣線なしと認めず。さう。日曜が、町道線の禁止について、
り日曜第九町道線跡の変更について、もう一つ、格議類と、格事、決定、い、し、し。

一議長(前橋十倉) 日禰町の道路跡の廃止について、儀栗第百五号、日禰八町
道路跡の変更について、議栗第百五号、日禰八町道路跡の変更について、儀栗
第百五号、日禰第九町道路跡の変更について、議栗第百四号、松嶺親に
伏し奉る。本件については建設委員会に審査交付してあり、その下委員
長から報告願います。

一議長商榷于春
一登壇
一九番中西席戲
一登壇
一登壇

州督よりありしなり。又、審査委員より文を以て之を尋ね、仲介は、町道路線の
 廃止につき議案第百十号、町道路線の変更につき議案第百十号、町道路
 線の変更につき議案第百十号、委員会付託月日、昭和十九年四月十四日

福義議合並例会におりて建設委員会に付託、委員長兼金目白、昭和十九年五月五日午後四時本委員会に付託された右議案については慎重審議の結果、やはり原案を可決すべきものと決定した。右の通り報告いたし奉る。昭和十九年五月五日、建設委員会委員氏中西虎蔵、福義議會議長高橋平春殿補正をせうといふ事、また切羽迫り御多謝整備に對しての関係におきまして町道の付け替え等、町道の認定替え及び行政區域の変更はあり、運営上特に兩向において難しい関係があり奉るの下理事者關係におりて昭島市との数回に亘りても認定の変更するまいと云々たやがざり奉る、本委員会より失礼申しすも管理上存じ關係におりて認定とどう難しい關係もあり、この英理事者にと成さしても大分條針さへ、今後の運営に關するのではない複雑な關係にあるように思う事念ひさせられ、原案を可決したややあります。又すぐ決定できないお方両氏の協賛がござり奉るが福義までくわつてはなかろうかという情態もまだあり奉るが併し理事者に要望したとして、この協賛にあらずとも關係者とあるいは西武鉄

賞の億五千万四千五百十兩下、税収の増の八億賞の支出は六、三、〇である
 とう関係で事業完結時の関係については、まず良好であつたと存するわけであり
 事、歳入全般については、税収ですの歳入面におきましては見込が違ひの計算に
 さいとう事、この矢伸着に遺憾とするものがあります。地蔵知のようには、算規
 額を億五千万四千四百四十九兩に對しまして、收消額の三億八千七百三十九千
 五百八十九兩、予算額に對しまして千八百三十九萬八千八百十九兩の收入減でこの中勘入
 町税の五億六千万五千五百五十九兩、固定資産税の三億五千万三千五百五十九兩は甚しい
 見込が違ひがあり、ましてまた年度最終の追加更正予算の繰りおきをして町税
 下五億五千万追加とし、町税の千七百四十九萬五千元追加といふ場合、この間
 鎖期におきまして五億六千万五千五百五十九兩の収入見込増減とある事については、以
 て不負として、計算に解は苦しむ数字であります。このような事については今後
 いちさきしやも重要な成績であり、まず、右委員からも鋭い質問があるのは、意見
 がありまして、今後におきまして、このような事は絶対ないよう、慎重に働き、大層な

ざりき。歳入金概へつて、予算の流用が非常な多いと云ふ遺憾があり、
 今回の追加修正を行うに切りまして十分更正機会もあらずやあります。今回
 のように、とりにも流用が多く議會経費も甚しいものであります。今後、切
 りよ、できるだけ流用を避けるよう強く勧告して次第でござります。又内閣
 と府との間は、歳出予算の中、教外給付を行つて切られ、而かも補償金の
 二款の補助費は五百万円を流用し社会労働部費は三百八十万、公債費は
 一千万五千五百円まで、諸支出金は三千八百七十万にして切り尚七款の未除額
 費は山七款の公債費は百五十万五千四百五十万円の流用をし、おぼろしく、
 警察関係等々を条約費として、歳入予算の経費の金額は各款の間、すは方
 便のため相互にこの流用するものとみえたい。但し、歳入予算の経費は
 金額は予算の執行に必要である場合に限り流用することゝすべきことと書い
 て明かに、ふらつては適當な措置であらうと思ひます。次に繰上り流用
 金については、昭和五年七月二十日以前より、水増しの繰上り金、或

